

学び直しの支援措置に関する参考資料

平成25年9月18日
職業能力開発分科会(第71回)

教育訓練給付の概要

趣旨

労働者が主体的に能力開発に取り組み、雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給するもの

給付の概要

次の①又は②のいずれかに該当する者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合であって、支給要件期間（注1）が3年以上（初めてに限り、1年以上）のときに、当該教育訓練に要した費用の20%相当額（上限10万円）の教育訓練給付金が支給される

- ① 教育訓練を開始した日に被保険者である者
- ② 教育訓練を開始した日が被保険者でなくなつてから1年（適用対象期間の延長（注2）が行われた場合には最大4年）以内にある者

（注1） 「支給要件期間」とは、教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間のこと。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日前の期間は、支給要件期間には算入されない。

（注2） 「適用対象期間の延長」とは、被保険者でなくなつてから1年以内に妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始できない日がある場合、教育訓練給付の対象となり得る期間にその受講を開始できない日数（最大3年間）を加算することができるというもの。

(支給実績)

	受給者数 (人)		平均支給額 (円)		支給金額 (千円)	
		(前年度比)		(前年度比)		(前年度比)
平成20年度	123,866	0.9	59,923円	△ 18.5	7,422,473	△ 17.8
平成21年度	133,598	7.9	36,186円	△ 39.6	4,834,347	△ 34.9
平成22年度	124,170	△ 7.1	36,852円	1.8	4,575,918	△ 5.3
平成23年度	122,248	△ 1.5	37,028円	0.5	4,526,558	△ 1.1
平成24年度	130,218	6.5	35,095円	△ 5.2	4,569,985	1.0

（注1）教育訓練給付の施行は平成10年12月1日、支給開始は平成11年3月である。

（注2）支給金額は業務統計値である。

教育訓練給付指定講座の指定基準の考え方

基本的考え方

○訓練内容

- ① 公的職業資格又は修士等の取得を訓練目標とするもの。
- ② 上記①に準じて、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能であるもの。

※ 趣味的、教養的、入門的又は基礎的水準のものは指定の対象とならない。

○訓練期間等

- ① 通学制：1ヶ月以上1年以内、かつ、受講時間50時間以上。
- ② 通学制：3ヶ月以上1年以内。

※ ただし、大学院修士・博士課程や、当該教育訓練の修了により公的職業資格を取得できる課程等については、3年以内とする。

○訓練実績

- ① 訓練内容、目標及び修了認定基準等が明確に設定されていること。
- ② 最近の年度において、同じ教育訓練の実績実績があること。
- ③ 目標資格等の受験等の状況及びその結果等の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められること。

指定基準等の変更

○平成11年6月

- ・指定基準改正：大学院修士課程（夜間、通信課程）指定対象に追加

○平成13年9月～平成13年11月

- ・講座内容の見直し：高校教育普通課程以上の内容を指定対象に
- ・大学院課程の指定範囲拡大：夜間開講要件の撤廃等
- ・英語講座見直し：英検準2級、TOEIC470点以上 → 準1級、TOEIC650点以上へ

○平成14年11月

- ・OA関係講座見直し：MOS(マイクロソフト・シヤリスト) 一般→上級以上へ

○平成15年11月

- ・指定基準改正：販売活動の適正化、受講料設定の適正化、目標資格の受験状況、結果の把握

○平成18年4月

- ・語学講座見直し：英語以外の語学講座→英検2級相当以上へ

○平成21年4月

- ・指定基準改正：公的職業資格について基準の緩和（下限の撤廃、上限2年→3年）

教育訓練給付の指定講座

指定講座（平成25年4月1日現在；8,541講座）

①輸送・機械運転関係 4,061講座
（大型自動車、建設機械運転等）

②医療・社会福祉・保健衛生関係 1,346講座
（社会福祉士、保育士等）

③専門的サービス関係 731講座
（社会保険労務士、税理士、公認会計士等）

④事務関係 616講座
（簿記、行政書士、英語検定等）

⑤情報関係 591講座
（プログラミング、CAD、ウェブデザイン等）

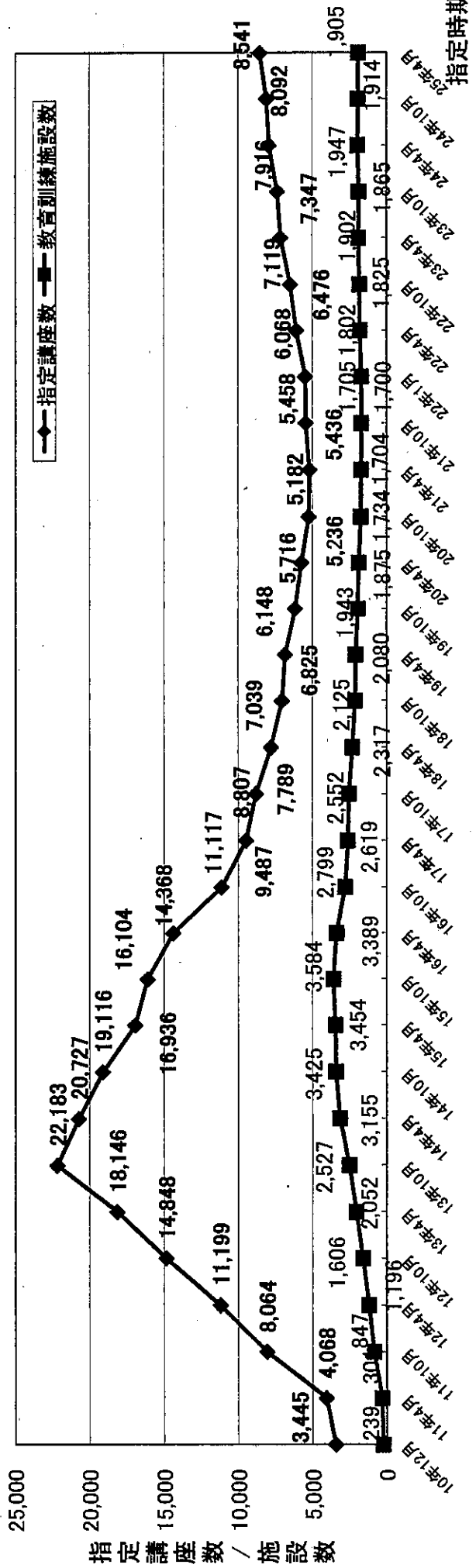
⑥営業・販売・サービス関係 386講座
（宅地建物取引主任者、旅行業取扱主任者、調理師等）

⑦技術関係 169講座
（建築士、電気工事士、測量士等）

⑧製造関係 61講座
（自動車整備士、製菓衛生師等）

⑨その他 580講座
（大学院修士課程等）

教育訓練給付制度 経緯年表（H25.4.1現在）



○教育訓練給付の指定講座概況（平成25年4月1日現在）

分野	主な目標資格	主な目標資格数 (平成25年4月現在)	講座数 (平成25年4月現在)	修了者数 (平成23年度実績) (※1)	受給者数 (平成24年度実績) (※2)
情報関係	プログラミング、CAD、ウェブデザイン等	41	591	7,978	2,253
事務関係	簿記、英語検定等	22	616	52,055	12,877
専門的サービス関係	社会保険労務士、税理士、公認会計士等	39	731	64,312	15,226
営業・販売・サービス関係	宅地建物取引主任者、旅行業取扱主任者、調理師等	18	386	27,940	4,775
医療・社会福祉・保健衛生関係	社会福祉士、保育士等	48	1,346	303,274	57,084
輸送・機械運転関係	大型自動車、建設機械運転等	19	4,061	179,320	22,706
技術関係	建築士、電気工事士、測量士等	17	169	40,052	4,898
製造関係	自動車整備士、製菓衛生師等	4	61	2,405	145
その他 ※	大学院修士課程等	6	580	10,085	1,692
	合計	214	8,541	687,421	121,656

平成25年4月1日現在の指定講座の現況報告より

※1 修了者数とは、講座の受講修了者全員であり、教育訓練給付の受給者とは異なる。
 ※2 平成25年4月1日時点の指定講座をもとに受給者を算出しているため、平成24年度受給者数合計とは合致しない。

※その他分野における講座の内訳

主な目標資格	訓練期間	指定講座数	講座内容
博士	36ヶ月	6	保健学、政策学 他
専門職学位	24ヶ月等	8	-
修士	24ヶ月等	65	経営学、会計学、知的財産 他
科目等履修生	24ヶ月等	474	経営学、経営情報、社会福祉学 他
履修証明	12ヶ月等	18	企業経営、社会福祉専門職 他
その他	6ヶ月等	5	プロジェクトマネジメント、大学マネジメント人材育成 他
	-	4	
	総合計	580	

※平成25年4月1日現在

代表的目標資格の講座内容例

情報関係		
講座名称	Webクリエイター能力認定試験(上級)	
実施方法	Webデザイン一転身コース 通学(昼間、夜間、土日)	
訓練期間	6ヶ月	訓練時間 128時間

OMOSSpecialist2007 (Word・Excel・PowerPoint)

講座名称	ビジネス3資格ブレミアコース	
実施方法	通学(昼間、夜間、土日)	
訓練期間	4ヶ月	訓練時間 102時間

事務関係		
講座名称	簿記検定講座2級本科生	
実施方法	通学(昼間、夜間、土日)	
訓練期間	7ヶ月	訓練時間 80時間

OTOEIC(650点)

講座名称	ビジネスマツーンマン英会話	
実施方法	通学(昼間、夜間、土日)	
訓練期間	12ヶ月	訓練時間 50時間

専門的サービス関係		
講座名称	社会保険労務士	
実施方法	社会保険労務士資格指導講座 通信	
訓練期間	7ヶ月	訓練時間

○税理士

講座名称	税理士9月開講レギュラーコース簿記論	
実施方法	通学(昼間、夜間、土日)	
訓練期間	11ヶ月	訓練時間 237時間

○公認会計士

講座名称	公認会計士上級クラス7月生通信講座	
実施方法	通信	
訓練期間	12ヶ月	訓練時間

○行政書士

講座名称	行政書士資格指導講座	
実施方法	通信	
訓練期間	6ヶ月	訓練時間

営業・販売・サービス関係		
講座名称	宅地建物取引主任者	
実施方法	宅地建物取引主任者受験講座 通信	
訓練期間	6ヶ月	訓練時間

○総合旅行業取扱管理者

講座名称	旅行業取扱管理者資格指導講座総合コース	
実施方法	通信	
訓練期間	8ヶ月	訓練時間

○調理師

講座名称	調理師養成(本科夜間部)	
実施方法	通学(夜間)	
訓練期間	18ヶ月	訓練時間 990時間

医療・社会福祉・保健衛生関係

講座名称	社会福祉士	
実施方法	社会福祉士養成所通信課程 通信	
訓練期間	21ヶ月	訓練時間

○介護福祉士(受験対策講座)

講座名称	介護福祉士資格指導講座	
実施方法	通信	
訓練期間	6ヶ月	訓練時間

○介護福祉士(養成施設)

講座名称	専攻科社会福祉コース「介護福祉士専攻」	
実施方法	通信	
訓練期間	24ヶ月	訓練時間

○保育士(受験対策講座)

講座名称	保育士総合講座	
実施方法	通学(昼間、夜間、土日)	
訓練期間	12ヶ月	訓練時間 104時間

○保育士(養成施設)

講座名称	保育科	
実施方法	通学(昼間)	
訓練期間	24ヶ月	訓練時間 1905時間

輸送・機械運転関係		
講座名称	大型自動車1種	
実施方法	大型一種免許取得コース(1) 通学(昼間、夜間、土日)	
訓練期間	1ヶ月	訓練時間 18時間

○フォークリフト

講座名称	フォークリフト運転技能講習	
実施方法	通学(昼間、土日)	
訓練期間	1ヶ月	訓練時間 31時間

技術関係		
講座名称	1級建築士学科講座	
実施方法	通学(昼間、土日)	
訓練期間	6ヶ月	訓練時間 147時間

○電気工事士(第2種)

講座名称	電気工事士科	
実施方法	通学(夜間)	
訓練期間	12ヶ月	訓練時間 1012時間

製造関係		
講座名称	自動車整備士(2級)	
実施方法	二級ガソリン自動車 通学(夜間)	
訓練期間	5ヶ月	訓練時間 120時間

○製菓衛生師

講座名称	製菓技術科通信教育部1年コース	
実施方法	通信、eラーニング	
訓練期間	12ヶ月	訓練時間

その他		
講座名称	(経営管理)学	
実施方法	ビジネスデザイン研究科ビジネスデザイン専攻 通学(昼間、夜間、土日)	
訓練期間	24ヶ月	訓練時間 450時間

○専門職学位(MBA)

講座名称	経営研究科経営専攻	
実施方法	通学(夜間、土日)	
訓練期間	24ヶ月	訓練時間 432時間

キャリア・コンサルテイングとは

「個人が、その適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や職業訓練等の職業能力開発を効果的に行うことができるよう個別の希望に応じて実施される相談その他の支援」

(平成19年11月 厚生労働省「キャリア・コンサルテイング制度のあり方に関する検討会」報告書より)

○キャリア・コンサルテイングを担う専門人材が、「キャリア・コンサルテイング」。

○平成24年度末現在のキャリア・コンサルテイング養成数は、約81,000人。

○これらキャリア・コンサルテイングは、企業、需給調整機関、教育機関等の幅広い分野で活躍。

・キャリア・コンサルテイング技能士

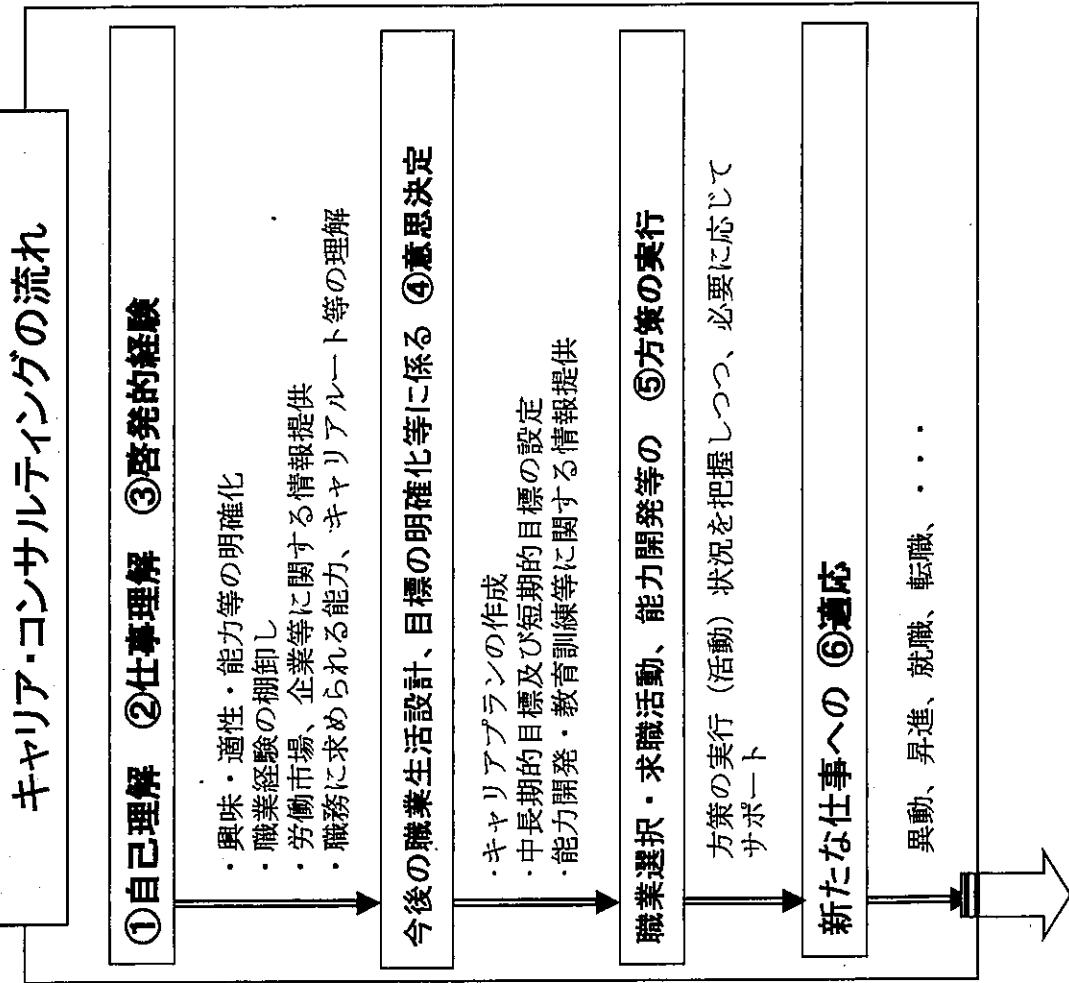
→技能検定職種のひとつとして実施されているキャリア・コンサルテイング技能検定合格者

・標準レベルキャリア・コンサルテイング

→養成講座(140時間の厚生労働省が示したモデルカリキュラム)の受講等を経て、キャリア・コンサルテイング能力評価試験に合格した者

・登録キャリア・コンサルテイング

→ジョブ・カード講習(8時間程度)を修了した者等で、ジョブ・カードを交付することができる者



職務経験や教育訓練の受講等を積み重ねていくことによる、段階的な職業能力の形成 = キャリア形成

ジョブ・カード制度について

制度の目的

ジョブ・カード制度は

- ① 一定の知識等を有するキャリア・コンサルタントによるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施
- ② 企業における実習と教育訓練機関等における座学とを組み合わせた訓練を含む実践的な職業訓練（職業能力形成プログラム）の受講機会の提供
- ③ ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングにより整理された職務経歴等のほか訓練修了後の職業能力評価の情報を取りまとめた「ジョブ・カード」の就職活動等における活用

を促進することにより、求職者と求人企業とのマッチングや実践的な職業能力の習得を促進し、安定的な雇用への移行等を促進することを目的とした制度

キャリア・コンサルティングの実施

職務経歴などを記入したジョブ・カードの交付
90万人(H25.6)

ジョブ・カード
履歴シート、職務
経歴シート、キャ
リアシートを活用

求職者

職務経歴・学歴・訓練歴等を整理

職業意識やキャリア形成上の課題の明
確化

「これまでの経歴をもとに自分の長所を
説明できるようになった」
「実現可能なやわらかい仕事の内容を説明
できるようになった」

学生
(大学等)

学生用ジョブ・
カードを活用

学習歴・インターンシップ・アルバイト
履歴等を整理

キャリア意識の醸成、職業意識の明確化

訓練せずに就職

職業訓練の実施

OJT+Off-JTによる実践的職業訓練

○雇用型訓練

企業が正社員経験に恵まれない者を雇用
して訓練実施

- ・ 有期実習型訓練
- ・ 実践型人材養成システム
- ・ 若者チャレンジ訓練

○日本版デュアルシステム
都道府県が民間教育訓練機関に委託
して訓練実施

○公共職業訓練（離職者訓練、学卒者訓練）
主に雇用保険受給者が対象

○求職者支援訓練
雇用保険を受給できない者が対象

職業能力の評価

訓練修了者に対する評価を記入した
ジョブ・カードの交付
47万人(H25.6)

ジョブ・カード
評価シート
を活用

訓練修了者
(訓練実施企業、訓練実施機関)

訓練修了後に職業能力評価を
行い、その結果をジョブ・
カードに記入

「ジョブ・カード作成で自分の不足
しているスキルが明らかになった」
「訓練を受けている会社に就職しな
くても、訓練実績として他社の求職
活動に活かせるので安心」

訓練実施企業で就職

他の企業で就職

キャリア形成促進助成金

1. 制度概要

◆職業訓練などを実施する中小企業事業主に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を効果的に促進

※事業内職業能力開発計画及びこれに基づき年間職業能力開発計画を作成するとともに、職業能力開発推進者を選任することが必要
※1コースあたり20時間以上の訓練が対象

助成内容		助成額
政策課題対応型訓練	①若年人材育成コース 採用後5年以内かつ35歳未満の若年労働者への訓練	賃金助成: 800円(1時間) 経費助成: 1/2 ※⑤についてはOJTの実施助成あり (600円(1時間))
	②成長分野等人材育成コース 健康、環境等の重点分野での人材育成のための訓練	
	③グローバル人材育成コース 海外関連業務に対する人材育成のための訓練	
	④熟練技能育成・承継コース 熟練技能者の指導力強化や技能承継のための訓練、認定職業訓練	
	⑤認定実習併用職業訓練コース 厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練	
	⑥自発的職業能力開発コース 労働者の自発的な能力開発に対する支援	
一般型訓練(政策課題対応型以外)		賃金助成: 400円(1時間) 経費助成: 1/3

注:平成25年度より助成内容を見直し、若年労働者や成長分野等の政策課題に対応する訓練について重点助成を行うこととしている。

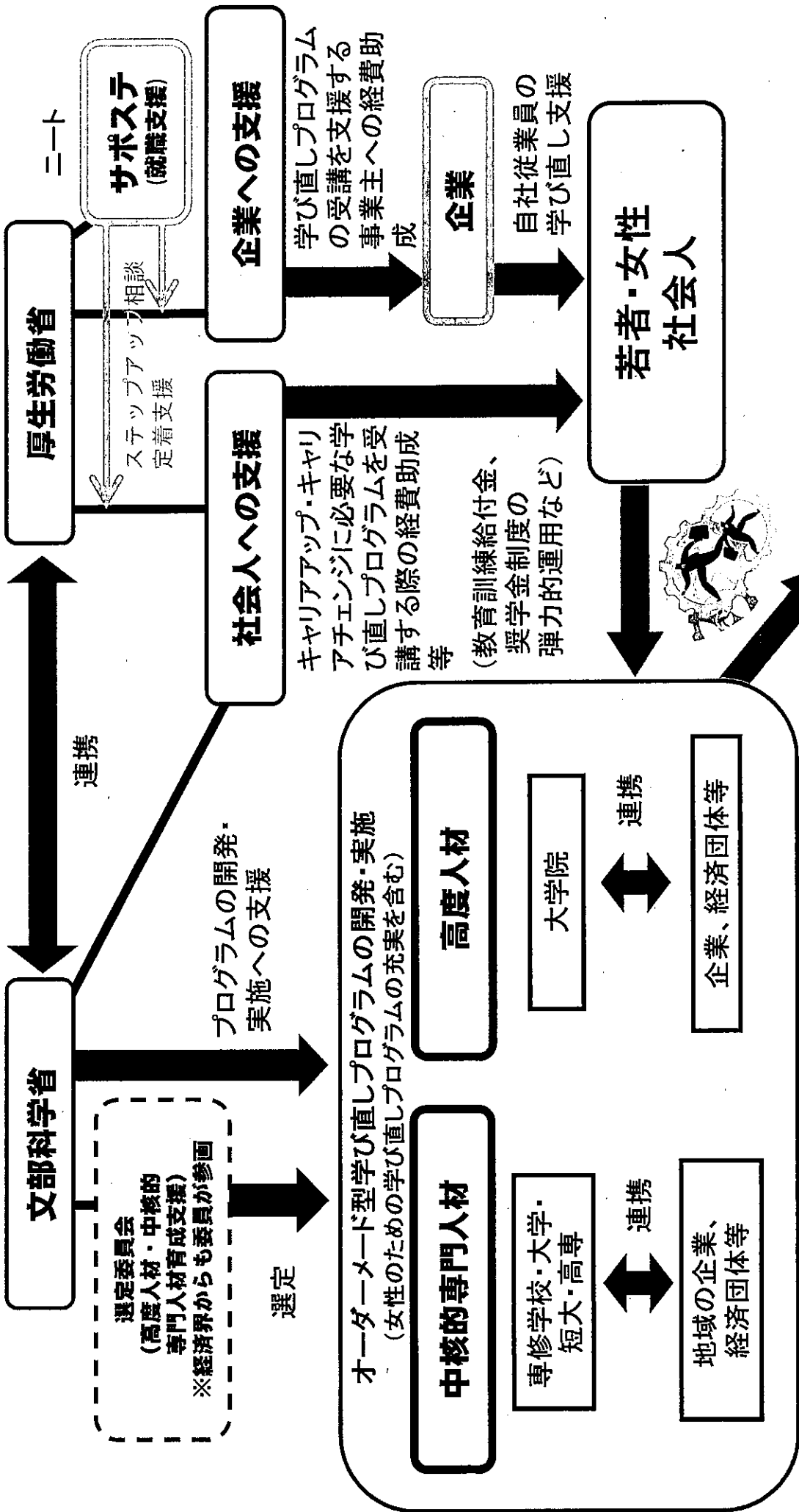
2. 支給実績

平成24年度 支給決定件数: 20,339件 支給金額: 8,697百万円

企業のニーズに即した社会人の学び直し

文部科学省作成資料

若者・女性・社会人が直面する課題の解決のため、ニート、フリーターを含め、大学院・大学・専修学校等における学び直し（再チャレンジ）を支援する。



キャリアアップ・キャリアアチェンジの促進と成長産業へのシフト

若者・女性・社会人の学び直しをサポート

文部科学省
作成資料

成長分野等における成
長核的専門人材の育成による成
長産業への労働力シフトを促進

① 中核的専門人材育成型

社会人や女性の就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を習得する「学び直し」
(子育てからの復帰も幅広く支援)

成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進 (「社会人や女性の学び直し教育プログラム」の全国展開)

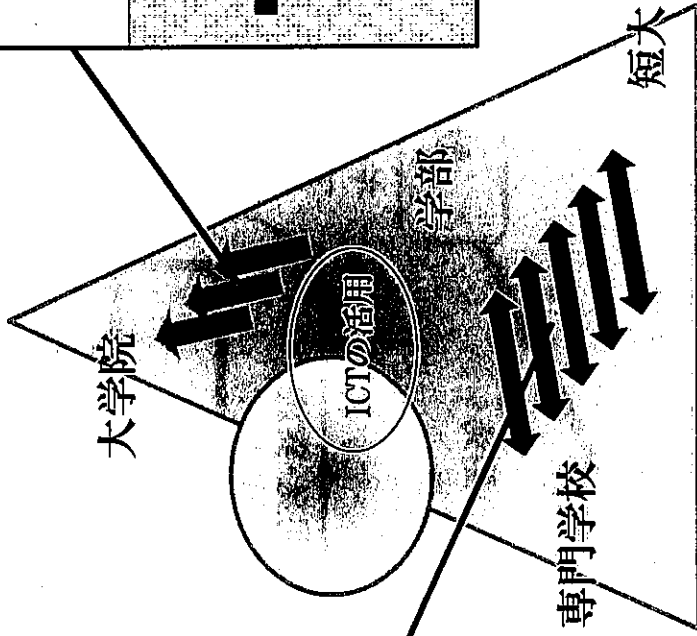
■ 専修学校、大学等と産業界が協働して開発した全国的な標準モデルカリキュラムを活用して、各地域の専修学校等において、地元の企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメイド型教育プログラム」を開発・実施

② 高度人材育成型

高いレベルでのグローバル・イノベーション力を身につけたハイレベル人材が、更に高度な技術や知識の習得を目指す「学び直し」、専門知識・能力のスキルアップへの「学び直し」
(女性専門職の職場復帰支援など)

社会人学び直し大学院プログラム

■ 産業界との協働によるオーダーメイド型の高度な教育プログラム(大学院レベル)を、土曜・平日夜間、利便性の高いサテライト教室など学びやすい環境において、開発・実施



大学等奨学金制度の充実

■ 無利子奨学金について、制度の弾力的運用を行い、同学種(例:学部→学部)間での再貸与の制限を緩和